

大阪市告示第1768号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪港湾局計画整備部施設管理課における舞洲東駐車場使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月25日

大阪市長 横山英幸

1 委託期間

令和5年4月1日から令和8年8月31日まで

2 委託先

近畿ビルテクノ株式会社

代表取締役 西田 俊彦

（大阪港湾局計画整備部施設管理課）